


別添 3

子どもを産み育てやすい環境づくり

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進する。

子育て世代包括支援センターの全国展開

① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握 ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
 ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導 ④支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



生涯を通じた女性の健康支援事業

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るための相談支援等を行うとともに、予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチや、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。

不妊症・不育症への支援

不妊治療・不育症検査費用の助成とともに、相談支援の充実を図るため不妊専門相談センターと自治体（担当部局、児童相談所等）及び医療関係団体等で構成される協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラー配置等を推進する。

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業等

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関の連絡調整、データ収集及び整理、多機関等による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援するほか、国において、都道府県が収集したデータや提言の集約や、都道府県に対する技術的支援を実施する。

妊娠・出産包括支援事業

「産前・産後サポート事業」において、多胎妊産婦等サポーターを活用しやすいよう単価を拡充することや、出産・子育てに関して悩む父親の支援のためのピアサポート事業やカウンセラーの配置などの事業を実施する。また、法定化により市町村の実施の努力義務となった「産後ケア事業」の全国展開を図る。

産婦健康診査事業

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等）を実施し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援する。